

様式第二十六号（第二十三条の三関係）

建設業者監督処分簿

1 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	有限会社山進工業	代表者氏名	山崎 慶子
主たる営業所の所在地	倉敷市玉島長尾1500		
許可番号	岡山県知事 般-2 第10784号	許可を受けている建設業の種類	建

2 処分に関する事項

処分年月日	令和4年10月24日	処分を行った者	岡山県知事
根拠法令	建設業法第28条第1項（同法第7条第2号及び第26条第3項違反）		
<p>処分の内容</p> <p>建設業法第28条第1項の規定による指示</p> <p>(1) 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員に速やかに周知徹底すること。</p> <p>(2) 建設業法及び関係法令の遵守を社内に徹底するため、研修計画を作成し、役職員に対し、継続的に必要な研修を行い、違反行為が再び繰り返されないよう万全の社内体制の整備に努めること。</p> <p>(3) 上記(1)及び(2)について、同社が講じた内容を文書により報告すること。 (研修会を実施した場合は、その状況写真を添付すること。また、同社において上記以外の措置を講じた場合は、併せて報告すること。)</p>			
処分の原因となった事実	営業所の専任技術者の専任義務違反		
<p>(有)山進工業は、営業所に常勤して専らその職務に従事すべき技術者を、令和3年1月から同年3月までの間に施工した工場鉄骨工事において現場に専任でなければならない主任技術者として配置していたこと及び同年4月から同年5月までの間に施工した遠方の工場鉄骨工事においても同じ技術者を配置していたことが、本年7月25日に受理した事業年度終了報告において確認された。</p> <p>このことは、建設業法第7条第2号及び第26条第3項の規定に違反するため、同法第28条第1項に基づき指示処分とする。</p>			
その他参考となる事項			